

■ これまでに検討された主な論点

次の表は、「『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点報告」（平成 25 年 6 月）及び「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」（平成 19 年 8 月）において検討がされた主な論点項目を記載したものである。

なお、最右列は、当該論点項目の検討がされた報告書について、以下の例に倣って記載している。

例) A : 「『消費者契約法に関する調査作業チーム』論点報告」

B : 「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」

テーマ		論点項目	報告書	
総論	消費者性・事業者性の明確化区分について(消費者契約性)(2条)	・消費者概念の拡充	A・B	
	消費者契約の内容の情報提供(3条1項)	・情報提供義務違反による損害賠償請求 ・情報提供義務違反を理由とする取消し	A・B A・B	
不当勧誘	誤認	「勧誘」(4条1項～3項)	・「勧誘」の拡充(インターネット上の広告等)	A・B
		断定的判断の提供(4条1項2号)	・「将来における変動が不確実な事項」の射程の拡充	A・B
		不利益事実の不告知(4条2項)	・要件緩和(「利益となる旨を告げ」(先行行為)、「故意に」)	A・B
		「重要事項」(4条4項)	・「重要事項」の拡充	A・B
	困惑	不退去(4条3項1号)	・不退去・退去妨害以外の困惑類型(執拗な電話勧誘等)	A・B
		退去妨害(4条3項2号)	・不招請勧誘	A・B
	その他	第三者対抗要件(4条5項)	* 「善意」を「善意でかつ過失がない」とする改正(民法改正に伴う検討)	—
		媒介者、代理人の不当勧誘(5条)	・勧誘や契約締結の交渉に自ら関与させた者の不当な勧誘 ・第三者による不当勧誘の取消し(5条に当たらない第三者による不当勧誘で、事業者がそれを知って契約している場合)	A A
		取消権の行使期間(7条)	・行使期間の長期化	A・B
		その他	・適合性原則 ・不当利得返還請求権の範囲 ・不当勧誘事例における損害賠償請求 ・不当勧誘行為に関する一般規定	A・B A A A
不当条項	事業者の損害賠償責任を免除する条項(8条1項5号、2項)	* 瑕疵担保責任の法的性質の変更に伴う改正(民法改正に伴う検討)	—	
	消費者が支払う違約金等の額を過大に設定する条項(9条1号)	・「解除に伴う」ものではない損害賠償予定・違約金条項の効力 ・「平均的な損害の額」の意義、立証責任の転換	A A・B	
	年 14.6%を超える遅延損害金を定める条項(9条2号)			
	消費者の利益を一方的に害する条項(10条)	・前段要件、後段要件の整理	A・B	

テーマ		論点項目	報告書
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・不当条項リストの拡充(ブラックリスト、グレーリスト) ①人身損害について事業者の責任を免除又は制限する規定 ②消費者の同時履行の抗弁権・留置権を排除又は制限する規定 ③事業者には正当な理由なく自己の債務を履行しないことができるとする規定 ④消費者の相殺権を排除する規定 ⑤消費者の解除権・解約権を制限する規定 ⑥事業者には不相当な解除権・解約権を付与する規定 ⑦事業者に対する訴訟提起の期間を不相当に短くする規定 ⑧専属的裁判管轄合意 ⑨仲裁条項 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>A・B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A・B</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A・B</p> <p>A・B</p>
その他	約款規制	<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・組入要件 ・不意打ち条項 ・約款の変更 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
	解釈準則		A